

岐阜県公報

号 外 (ハ) 平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「規定による」を削り、「第五十号様式」を「第四十九号の二様式」に改める。

第四十一条第一項中「規定による」を削り、「第四十九号様式」を「第五十号様式」に、「第五十号様式」を「第五十号の二様式」に改める。

第八十二条の十四第八項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に改め、同項第二号中「第四十五条の規定による」を「第四十五条第二項の」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十九号様式 交付要求書（参加差押書）

第四十条及び
第四十一条第
一項

様式目次中

第五十号様式 交付要求（参加差押） 通知書

第四十条及び
第四十一条第
一項

目 次

規

則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課）

一

告 示

○岐阜県税条例施行規則第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務

（税 務 課）

二

○岐阜県税条例施行規則第十二条第二項に規定する自動車取得税・自動車税に係る徴収金の収納事務

（同）

二

訓 令 甲

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

（税 務 課）

二

備考	

第二十七号様式B

税目	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	延滞金、滞納処分費 法律の規定によつて 計算した額	加 算 金		
							過 少 申告 円	不 申告 円	重 円
滞 納 金 額				..	円		円	円	円
				..		"			
				..		"			
				..		"			

※

252626

滞 納 金 額											
税 目		課税番号	納期限		税 額	延滞金額	加算金額			法定納期限等	摘要
年度	期別		督促等年月日				過少申告	不申告	重		
					円	法律による金額	円	円	円		
						"					
						"					
						"					
計 (円)											
滞納処分費					法律による金額		円				

第二十八号様式B「あて」※「宛て」に

税目	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	延滞金、滞納 処分費 法律の規定によつて 計算した額	加 算 金		
							過 少 申告 円	不 申告 円	重 円
滞 納 金 額				..	円		円	円	円
				..		"			
				..		"			
				..		"			

※

に改める。

に改める。

に改める。

を

に改める。

(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつていますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

税 目	根 拠 規 定
法人県民税	地方税法第66条
県民税利子割	地方税法第71条の17
県民税配当割	地方税法第71条の38
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の58
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の66
不動産取得税	地方税法第73条の34
県たばこ税	地方税法第74条の25
ゴルフ場利用税	地方税法第92条
自動車取得税	地方税法第134条
軽油引取税	地方税法第144条の49
自動車税	地方税法第165条
鉱区税	地方税法第198条
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第371条
狩猟税	地方税法第700条の64
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項

(納付方法)

- この督促状の金額を納めるときは、先に送付しました納付書によつて納めてください。納付書をなくしたときは、この督促状を次の納付場所に提示し、用意してある納付書によつて納めてください。

(納付場所)

- 納付場所は、次のとおりです。

- 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

(延滞金)

- 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であるときは、税額に年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額について当該各号に定める期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形

の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

- 賦課決定に係る税額又は納期限以前に提出した申告書に係る税額 当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
- 納期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
- 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間
- 更正又は決定により納付すべき税額 申告納付すべき期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
(滞納処分)
- この督促状を發した日から起算して10日を経過した日（例：20日發付のときは30日）までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。
(不服申立て)
- この督促について、不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところによりこの督促状を受けた日の翌日から起算して60日以内（地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
(処分の取消しの訴え)
- 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

振込十一「即振付」下記の金額」や「下記の滞納金額及び滞納処分費について」に
ないことから、地方税法第11条第2項の規定により、納付（納入）催告書を送りました」
「まだ納付（納入）されない」や「納付（納入）の期限までに納付（納入）がされていない」に

上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき額として通知した額等									
税目	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	延滞金、 延滞金、滞納 処分費	加 算 金		
							過少 申告	不申告	重
上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき額として通知した額等				・ ・	円	法律の規定によ って計算した額	円	円	円
				・ ・		〃			
				・ ・		〃			
合計									
同上のうち未納額									
納付（納入）の通知書により通知した期限									
					年 月 日				

上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき額として通知した額等										
税 目		課税番号	納期限		税 額	延滞金額、 滞納処分費	加 算 金 額			摘要
年度	期別		督促等年月日				過少 申告	不申告	重	
					円	法律による金額	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
					計（円）					
同上のうち未納額										
納付（納入）の通知書により通知した期限							年 月 日			
処理理由										
備 考										

「国税徴収法の規定の例によつて」や「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により」に定める。

振込十一「即振付」下記の金額」や「下記の滞納金額及び滞納処分費について」に

第43号様式 (用紙日本工業規格A4) (第35条関係)

差 押 調 書

年 月 日

岐阜県 税事務所
岐阜県徴税吏員

下記の滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の財産を差し押えましたので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。

滞 納 者	住 所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税 番号	納期限 督促等年月日	税額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期 別					過少 申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					"					
					"					
					"					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額						円				
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在等)									

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第46号様式 (用紙日本工業規格A4) (第37条関係)

第四十六号様式から第四十九号様式までを次のように改める。

債 権 差 押 通 知 書

税第 年 月 号 日

様

岐阜県 税事務所
岐阜県徴税吏員

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり債権を差し押さえますので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第62条第1項の規定により、債権差押通知書を送達します。差押債権は、下記の履行期限までに当事務所に支払ってください。

なお、この通知を受けた後、債権者に対して支払っても、その支払いは無効です。

滞納者 (債権者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少 申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										

滞納処分費 法律による金額				円	
---------------	--	--	--	---	--

差押 債権	債務者	住所 (所在地)	
		氏名 (名 称)	

履行期限	
------	--

(滞納処分費)

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
(不服申立て)

2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
(処分の取消しの訴え)

3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第47号様式 (用紙日本工業規格A4) (第38条、第39条関係)

差 押 書 様 税第 年 月 日 号 岐阜県 税事務所 岐阜県徴税吏員										
下記の滞納金額が督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の財産を差し押えますので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第68条第1項（第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項）の規定により、この差押書を作成します。										
滞納者		住 所 (所在地)								
		氏 名 (名 称)								
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別		督促等年月日			過少 申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					"					
					"					
					"					
					"					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額					円					
差押財産 (名 称) (数 量) (性 質) (所在等)										
(滞納処分費) 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押書作成の日までのものです。 (不服申立て) 2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この差押書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え) 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。										

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第48号様式 (用紙日本工業規格A 4) (第39条関係)

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差 押 通 知 書

税第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所
岐阜県徴税吏員

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり財産を差し押さえますので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第73条第1項の規定により、差押通知書を送達します。

滞納者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少 申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費		法律による金額 円								
差押財産 (名 称) 数 量 性 質 (所在等)	債務者	住所 (所在地)								
		氏名 (名 称)								

(滞納処分費)

- 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押通知書作成の日までのものです。
(不服申立て)
- この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内(当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
(処分の取消しの訴え)
- 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第49号様式 (用紙日本工業規格A4) (第40条関係)

交 付 要 求 書

税第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第4項の規定により交付要求をします。

滞納者	住 所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少 申告	不申告	重		
				円	要す 円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額						円				
交付要求に係る 財産又は事件名 〔 名 称 〕 〔 数 量 〕 〔 性 質 〕 〔 所在等 〕										
執行機関名					差押年月日	年 月 日				
(延滞金額) 1 延滞金額の「要す」の記載は、岐阜県税条例所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、「要す」の下欄に掲げた金額は、この交付要求書作成の日までの概算額を計上しています。 (滞納処分費) 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この交付要求書作成の日までのものです。										

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第49号の2様式 (用紙日本工業規格A4) (第40条関係)

第四十九号様式の次に次の様式を加える。

交 付 要 求 通 知 書

税第 年 月 号 日

様

岐阜県 税事務所長 印

下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第4項の規定により交付要求をしましたので、同条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第82条第2項(第3項)の規定により通知します。

滞納者	住 所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少 申告	不申告	重		
				円	要す 円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額						円				
交付要求に係る 財産又は事件名 (名 称 数 量 性 質 所在等)										
執行機関名						差押年月日	年 月 日			
交付要求年月日		年 月 日								
(延滞金額)										
1 延滞金額の「要す」の記載は、岐阜県税条例所定的全延滞金額の交付を求めるものです。また、「要す」の下欄に掲げた金額は、この交付要求通知書作成の日までの概算額を計上しています。										
(滞納処分費)										
2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この交付要求通知書作成の日までのものです。										
(不服申立て)										
3 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。										
(処分の取消しの訴え)										
4 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。										
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。										
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。										
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。										

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第50号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第41条関係)

第五十号様式を次のように改める。

参 加 差 押 書

税第 年 月 日 号

様

岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額が督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、既に滞納処分による差押えのされている下記財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第5項の規定により参加差押えをします。

滞納者	住 所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)										
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額											
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要	
年度	期別		督促等年月日			過少申告	不申告	重			
				円	法律による金額 円	円	円	円			
					〃						
					〃						
					〃						
					〃						
計 (円)											
滞納処分費 法律による金額				円							
参加差押財産 〔 名 称 〕 〔 数 量 〕 〔 性 質 〕 〔 所在等 〕											
執行機関名			差押年月日			年 月 日					
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この参加差押書作成の日までのものです。											

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第50号の2様式 (用紙日本工業規格A 4) (第41条関係)

第五十号様式の次に次の一様式を加える。

参 加 差 押 通 知 書

税第 年 月 号 日

様

岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、既に滞納処分による差押えのされている下記財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第5項の規定により参加差押えをしましたので、同条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第86条第2項(第4項)の規定により通知します。

滞納者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額 法律による金額 円	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少 申告 円	不申告 円	重 円		
				円	円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										

滞納処分費	法律による金額	円
-------	---------	---

参加差押財産 〔 名 称 〕 〔 数 量 〕 〔 性 質 〕 〔 所在等 〕	
--	--

執行機関名	差押年月日	年 月 日
-------	-------	-------

参加差押年月日	年 月 日
---------	-------

(滞納処分費)

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この参加差押通知書作成の日までのものです。

(不服申立て)

2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第55号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第44条関係)

第五十五号様式を次のように改める。

売 却 決 定 通 知 書				
住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) 様			第 号 年 月 日	
			岐阜県	税事務所長 印
年 月 日付け公売公告 第 号の公売に係る公売財産の売却決定をしましたので、 国税徴収法 (第118条・第119条第2項) の規定の例により、通知します。 なお、あなた (貴社) に次の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。				
滞 納 者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
売却区分番号		公売財産の名称、数量、性質及び所在		売 却 価 額
				円
保管人	住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)	
買受代金納付年月日		年 月 日		
交 付 書 類				

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第57号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第45条関係)

第五十七号様式を次のように改める。

配 当 計 算 書					
第 年 月 日					号 日
様					
岐阜県 税事務所長 印					
下記「受入れ」欄に記載のある換価代金等については、下記の交付期日及び場所において「支払」欄又は「残余金」欄に記載のとおり配当又は交付することになりましたので、岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作成します。 この計算書に係る処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、換価代金等の交付期日までに、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。					
滞納者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
受 入 れ	換価財産等の名称、数量、性質及び所在				金 額
					円
支 払	債権者の住所（所在地）及び氏名（名称）	確認した債権額	配当 順位	配当金額	摘要
		円		円	
残余金	円		換価代金 等の交付	期 日	年 月 日
			場 所		

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

過誤納金に係る還付加算金に相当する金額		
納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額		
合 計		

に改め、同様式に備考として次のように加える。

徴収金について県に払い込んだ額に対する金額	払 込 金 額					乗ずる率	円	
	本税 円	延滞金 円	過少申告加算金 円	不申告加算金 円	重加算金 円	計 円		
歳出還付(充当)した過誤納金に相当する金額							円	
過誤納金に係る還付加算金に相当する金額							円	
納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額							円	
前回報告時以前の錯誤・交付過不足額							円	
合 計							円	

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。
第14号の1の様式を次のように定める。

第74号の2様式 (用紙日本工業規格A4) (第54条関係)

第 号
年 月 日

県税事務所長 様

市町村長

印

年度 $\left[\begin{array}{c} \text{月から} \\ \text{月まで} \end{array} \right]$ 個人の県民税に係る徴収取扱費報告書

岐阜県税条例第29条第2項の規定により次のとおり報告します。

区 分	算 定 の 根 拠		徴収取扱費	摘 要
納税義務者数に対する金額	6月30日現在の納税義務者数	乗ずる金額	算出金額	
	人	円	× × 1 / 4 円	
	3月31日現在の納税義務者数	乗ずる金額	算出金額	既に交付を受けた金額 円
	人	円	× — 円	
過去の年度に行つた賦課決定を取り消した納税義務者の数に対する金額	平成19年度及び平成20年度の賦課決定によるもの	人	4,000 円	
	平成21年度及び平成22年度の賦課決定によるもの	人	3,300 円	
	平成23年度以降の賦課決定によるもの	人	3,000 円	
歳出還付（充当）した過誤納金に相当する金額			円	
過誤納金に係る還付加算金に相当する金額			円	
納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額			円	
配当割・株式等譲渡所得割の控除不足額に対する還付等相当する金額			円	
前回報告時以前の錯誤・交付過不足額			円	
合 計	又は — — — + + + + +		円	

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第四百十三号の二様式中「**ひかり**」を「**ひかり**」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一号	自動車税	平成二十五年五月七日から 平成二十六年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百十号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委 託 内 容	委 託 期 間
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	自動車取得税及び自動車税の申告受付及び収納事務	平成二十五年四月一日から 平成二十六年四月七日まで

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十三号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「別記第十三号の二様式」を「別記第十五号様式」に、同条第四項中「別記第十四号様式」を「別記第十六号様式」に改める。

第二十七条第一項中「三月」を「六月」に改める。

第三十三条第二項中「払戻等」を「払戻し等」に、「又は同条第二項」を「は別記第

総 務 部
環 境 生 活 部
出 納 事 務 局
各 振 興 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

五十八号の二様式、同条第二項」に、「別記第五十九号様式による請求書又は通知書」を「別記第五十九号様式」に改める。

第三十六条第二項中「同項」の下に「の規定」を加える。

第五十一条第一項中「受けたときは、」の下に「別記第四百十二号の三様式による県税領収書用紙等使用管理簿又は」を加え、「その受払い」を「その使用又は受払い」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 出納員等は、第一項の規定により現金収納員へ交付した領収書の用紙について、毎月その使用の状況を確認しなければならない。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 現金収納員は、特に必要がある場合を除き、領収書の用紙を当該領収書の用紙の交付を受けた日のうちに出納員等へ返納しなければならない。

第二百二十八条第一項中「一」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「場合」の下に「(次項の規定の適用を受ける場合を除く)」を加え、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第二項中「しないとき」を「しない場合又は盗難により所在が不明である場合に」に、「存在しなくなった日」を「当該自動車が存在しなくなった日又は所在が不明となった日」に改める。

第二百九十二条第一項中「含む」の下に「又は岐阜地域環境室長」を加え、「同じ」を「振興局長等」という」に、「の規定による」を「に規定する」に、「ちよう付」を「貼付」に、「取りはずし」を「取り外し」に改め、同条第二項中「振興局長」を「振興局長等」に、「ちよう付」を「貼付」に、「取りはずし」を「取り外し」に改め、同条第三項中「振興局長」を「振興局長等」に改める。

第二百九十二条の二中「ちよう付」を「貼付」に改める。

「第十三号の二様 徴収猶予（換価猶予）（期間延長）通知書

第十三条第二項及び第五項、第十四条第二項及び第五項、第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十九条の二第

別記様式目次 第十四号様式

徴収猶予（換価猶予）取消通知書

一項、第八十九条の三第一項、第一百一条、第一百一十一条並びに附則第三項第十三条第四項及び第五項、第十四条第四項及び第五項、第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第一百一十一条並びに第二百二十五条の七第一項

第十五号様式 削除

第十六号様式

第十三号の二様 徴収猶予（期間延長）通知書

第十三条第二項及び第五項、第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第一百一十一条並びに附則第三項

第十四号様式 徴収猶予取消通知書

第十三条第四項及び第五項、第八十八条の二第一項、に、「滞納処

第八十八条の第三
一項、第八十九条
の二第二項、第八
十九条の三第一項
第一百十一条並びに
第二百二十五条の七
第一項

第十五号様式
換価の猶予（期間延長）通知
書
第十四条第二項及
び第五項

第十六号様式
換価の猶予取消通知書
第十四条第四項及
び第五項

「分執行停止等通知書」を「滞納処分の執行停止等通知書」に、「滞納処分執行停止取消
等通知書」を「滞納処分の執行停止取消等通知書」に、「第五十九号様式 組合員等の
持分の払戻等の請 第三十二条第二項 を 第五十八号の二 組合員等の持分の払戻し
予告通知書） 請求書 組合員等の持分の払戻し
請求予告通知書

等の 第三十三条第二項
等の 第三十三条第二項
に、「公売公告」を「公売公告（兼見積価額公告）」に、「公
売通知書（債権現在額申立催告書）」を「公売通知書（兼債権現在額申立催告書）」に、
「最高価申込者決定の取消通知書」を「不動産等の最高価申込者決定の取消通知書」に、
「第四百四十三号様 県税領収書用紙等受払簿 第五十一条第一項 を 三様式
式 及び第六項 式
号の 県税領収書用紙等使用管理簿 第五十一条第一項
及び第八項 に改める。
号様 県税領収書用紙等受払簿 第五十一条第一項
及び第八項

別記第十三号様式中
「第 第 第 第」を「第 第」に

「 納税者番号		電話番号	整理番号	を	
「 次のとおり、徴収猶予（徴収猶予取消）（換価猶予（換価猶予取消））をすることとし、納 税者又は特別徴収義務者宛て通知してよろしいか。		納税者番号	電話番号	整理番号	」
税 目	課税番号	税 額	延滞金 額 (法律による金額)	加算金額 1	加算金額 2
年度	期別	納 期 限			摘 要

を

に改める。

別記第十三号の二様式から別記第十六号様式までを次のように改める。

第13号の2様式(用紙日本工業規格A4)(第13条、第88条の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第101条、第111条、附則第3項関係)

徴収猶予(期間延長)通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県 税務所長 印

地方税法第 条第 項第 号(岐阜県税条例第 条第 項)の規定により徴収猶予をしましたから、同法第 条第 項(同法第 条第 項において準用する同法第 条第 項)の規定により通知します。

住 所 (所在地)									
氏 名 (名 称)									
猶予(猶予の延長)期間		年 月 日から 年 月 日まで							
徴 収 猶 予 を し た 徴 収 金									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計(円)									
滞納処分費 法律による金額				円					
分 納 の 方 法									
回 数	納付(納入) 期日		納付(納入) 金額		回 数	納付(納入) 期日		納付(納入) 金額	
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
摘 要									
(滞納処分費)									
1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 (不服申立て)									
2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)									
3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第14号様式 (用紙日本工業規格A4) (第13条、第88条の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第111条、第125条の7関係)

徴収猶予取消通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県 税務所長 印

年 月 日付けで徴収猶予をしていましたが、次の事由があることから、地方税法第 条第 項第 号 (岐阜県税条例第 条第 項) の規定によりこれを取り消しましたので、同法第 条第 項 (同法第 条第 項において準用する同法第 条第 項) の規定により通知します。

住 所 (所在地)									
氏 名 (名 称)									
徴 収 猶 予 を 取 り 消 し た 徴 収 金									
税 目	課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要	
年度 期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重		
			円	法律による金額 円	円	円	円		
				〃					
				〃					
				〃					
				〃					
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額			円						
取 消 し の 事 由									
摘要									
(滞納処分費) 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 (不服申立て) 2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え) 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第15号様式 (用紙日本工業規格A4) (第14条関係)

換価の猶予 (期間延長) 通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県 税事務所長 印

地方税法第15条の5第1項 (第3項において準用する同法第15条第3項) の規定により換価の猶予 (期間延長) をしましたから、同法第15条の5第3項において準用する同法第15条第4項の規定により通知します。

住 所 (所在地)									
氏 名 (名 称)									
猶予 (猶予の延長) 期間			年 月 日から			年 月 日まで			
換価の猶予をした徴収金									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額			円						
分 納 の 方 法									
回 数	納付 (納入) 期日		納付 (納入) 金額		回 数	納付 (納入) 期日		納付 (納入) 金額	
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
摘 要									
(滞納処分費)									
1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 (不服申立て)									
2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)									
3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第16号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第14条関係)

換価の猶予取消通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで換価の猶予をしていましたが、次の事由があることから、地方税法第15条の6第1項(第1号・第2号・第3号)の規定によりこれを取り消しましたので、同条第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

住 所 (所在地)									
氏 名 (名 称)									
換価の猶予を取り消した徴収金									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額				円					
取 消 し の 事 由									
摘 要									
(滞納処分費) 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 (不服申立て) 2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え) 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第18号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第15条関係)

別記第十八号様式及び別記第十九号様式を次のように改める。

滞納処分の執行停止通知書										
								第 年	月	号 日
住 所 (所 在 地)										
氏 名 様 (名 称)										
岐阜県 税事務所長 印										
あなた（貴社）は、地方税法第15条の7第1項（第1号・第2号・第3号）に該当する事実があると認められますので、下記の滞納金額及び滞納処分費について、滞納処分の執行を停止をすることとしましたので、同条第2項の規定により通知します。										
滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要	
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計（円）										
滞納処分費 法律による金額				円						
摘 要										

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第19号様式 (用紙日本工業規格A4) (第15条関係)

滞納処分の執行停止取消等通知書

第 年 月 日 号

住 所
(所在地)
氏 名 様
(名称)

岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額及び滞納処分費については、 年 月 日付け 第 号で滞納処分の執行を停止しましたが、あなた（貴社）は、地方税法第15条の7第1項（第1号・第2号・第3号）に該当する事実がないと認められますから、同法第15条の8第1項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

滞 納 金 額

税 目		課税 番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要
年度	期 別					過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									

滞納処分費 法律による金額

円

取消
しの
理由摘
要

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

학 (구)				

減免の理由

記 事

を

記 事

- (不服申立て)
- 1 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- (処分の取消しの訴え)
- 2 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内
に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処
分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととさ
れています。が、次の①から③までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを
提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に定める。

別記第三十七号様式その一裏面を次のように定める。

(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となっていますので、滞納となっている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

税 目	根 拠 規 定
県民税利子割	地方税法第71条の17
県民税配当割	地方税法第71条の38
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の58
個人事業税	地方税法第72条の66
不動産取得税	地方税法第73条の34
県たばこ税	地方税法第74条の25
ゴルフ場利用税	地方税法第92条
自動車取得税	地方税法第134条
軽油引取税	地方税法第144条の49
自動車税	地方税法第165条
鉱区税	地方税法第198条
県固定資産税	地方税法第745条において準用する同法第371条
狩猟税	地方税法第700条の64
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項

(納付場所)

1 納付場所は、次のとおりです。

- (1) 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

(延滞金)

- 2 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納税額（その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額について当該各号に定める期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の

基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

- (1) 賦課決定に係る税額又は納期限以前に提出した申告書に係る税額 これらの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

- (2) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正若しくは決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
(滞納処分)

- 3 この督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(不服申立て)

- 4 この督促について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して60日以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 5 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつていますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

税 目	根 拠 規 定
法人県民税	地方税法第66条
法人事業税	地方税法第72条の66

(納付場所)

1 納付場所は、次のとおりです。

- (1) 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

(延滞金)

2 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納税額（その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額について当該各号に定める期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

- (1) 納期限以前に提出した申告書に係る税額 当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
- (2) 納期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間

- (3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間

- (4) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正若しくは決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(滞納処分)

3 この督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(不服申立て)

4 この督促について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して60日以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

5 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第三十七号様式その二裏面を次のように改める。

(裏面)

あなた（貴社）の自動車税が表面のとおり滞納となつていますので、地方税法第165条及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

(納付場所)

1 納付場所は、次のとおりです。

- (1) 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- (3) 岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- (4) 全国のコンビニエンスストア（下記に掲げるものに限ります。）

ココストア、サークルK、サンクス、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン

(延滞金)

- 2 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納税額（その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その全額が1,000円未満であるとき、又は100円

未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

なお、延滞金についても完納されなければ、自動車税納税証明書（継続検査用）を發行することができません。

(滞納処分)

- 3 この督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(不服申立て)

- 4 この督促について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して60日以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 5 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第三十七号様式その三裏面を次のように改める。

及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の」¹²「国税徴収法第54条の規定の例」¹³「同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定」¹⁴

を

「所在地」を「所在地」に「あて」を「宛て」に

計 (円)									
滞納処分費		法律による金額		円					

② 「延滞金額及び滞納処分費については、この調書を作成した日までの概算額を計上しています」を「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものに改める。

別記第四十二号様式を次のように改める。

第42号様式 (用紙日本工業規格A4) (第29条関係)

(債権用)

差 押 調 書

税第 年 月 号 日

様

岐阜県 税事務所
岐阜県徴税吏員

㊟

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の財産を差し押さえましたので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。

なお、この差押え後は、下記財産の取立てその他の処分をすることができません。

滞納者 (債権者)	住 所 (所在地)									
	氏名(名称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費		法律による金額 円								
差押債権	債務者	住所 (所在地)								
		氏名 (名 称)								
履 行 期 限										
差押調書謄本 (滞納者宛て) を受領しました。		年 月 日			差押通知書 (第三債務者宛て) を受領しました。			年 月 日 時 分		
		㊟						㊟		
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。										

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

原簿第四十三号様式に「滞納金額を」と「下記の滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を」と「次のとおり」と「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定

及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の」¹²「国税徴収法第54条の規定の例」¹³「同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定」¹⁴

税 目		課税番号	税 額	延 滞 金 額 (法律による金額)	加算金額 1	加算金額 2	摘 要
年度	期 別	納期限					
計 (円)							
滞納処分費			法律による金額		円		

を

税目 年度	期別	課税番号	納期限		税額	延滞金額	加算金額			法定納期限等	摘要
			督促等年月日				過少申告	不申告	重		
					円	法律による金額 円	円	円	円		
						"					
						"					
						"					
						"					
						"					
						"					
計 (円)											
滞納処分費						法律による金額		円			

「延滞金額及び滞納」を「所在地」を

処分費については、この調書を作成した日までの概算額を計上しています。※「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです」(156頁)。

原記第四十三号の二様状中「滞納金額を」を「下記の滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日までには完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納

処分費を」¹²「次のとおり」¹³や「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1号の規定により、あなた（貴社）の」¹⁴「国

税徴収法第54条の規定の例」や「同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定」¹⁹

[illegible]

を

税 目		課税番号	納期限		税 額	延滞金額	加算金額			法定納期限等	摘 要	
年度	期別		督促等年月日				過少申告	不申告	重			
					円	法律による金額 円	"	円	円	円		
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					
							"					

「延滞金額及び滞納」¹⁾と「所在地」²⁾を「所在等」¹⁾

処分費については、この調書を作成した日までの概算額を計上しています。※「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです」(1366号)

別記第四十四号様式から別記第四十七号様式までを次のように改める。

第44号様式 (用紙日本工業規格A 4) (第29条関係)

差 押 調 書 (第三債務者等がある無体財産権等用)

税第 年 月 号 日

様

岐阜県 税事務所
岐阜県徴税吏員

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の財産を差し押さえましたので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。

滞納者		住 所 (所在地)								
		氏 名 (名 称)								
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					"					
					"					
					"					
					"					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額					円					
差押財産 〔 名 称 数 量 性 質 所在等 〕		債務者	住所 (所在地)							
			氏名 (名 称)							
差押調書謄本 (滞納者宛て) を受領しました。 年 月 日 () ㊟						差押通知書 (第三債務者等宛て) を受領しました。 年 月 日 時 分 () ㊟				
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。										

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第45号様式 (用紙日本工業規格A4) (第29条関係)

(電話加入権用)

差 押 調 書

税第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の財産を差し押さえましたので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。

滞納者		住 所 (所在地)								
		氏 名 (名 称)								
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別		督促等年月日			過少申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					"					
					"					
					"					
					"					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額				円						
差	電 話 番 号		電 話 機 の 設 置 場 所				摘 要			
押										
財										
産										
差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。 年 月 日 ()										
㊟										
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。										

電話取扱機関

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第46号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第29条関係)

損害保険に付されている財産等の差押通知書

第 号
年 月 日住 所
(所 在 地)
氏 名
(名 称) 様

岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり財産を差し押さえましたので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第53条第1項ただし書の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

滞 納 者	住 所 (所 在 地)									
	氏 名 (名 称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税 番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額 法律による金額 円	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少 申告 円	不申告 円	重 円		
				円		円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額					円					
差押財産 名 称 数 量 性 質 所在等										
差 押 年 月 日		年 月 日								
参考として、次のとおり保険証券番号等を付記しますが、この通知に基づく差押えの効力は、「差押財産」欄に掲げる財産について滞納者が貴社に対して有する保険金支払請求権の全部に及ぶものであり、付記した保険証券番号に係る保険契約に限られるものではありません。										
保険種目		保険証券番号		保険証券作成店						

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第46号の2様式 (用紙日本工業規格A4) (第29条関係)

担保権設定財産等差押通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり財産を差し押さえましたので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第55条の規定により通知します。

滞 納 者	住 所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					"					
					"					
					"					
					"					
計 (円)										
滞納処分費		法律による金額				円				
差押財産 〔 名 称 〕 〔 数 量 〕 〔 性 質 〕 〔 所在等 〕										
差押年月日		年 月 日								
取扱支店名							債務者			
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。										

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第47号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第30条、第32条関係)

第三者占有財産引渡命令書

第 号
年 月 日

様

岐阜県 税務事務所長 印

下記の滞納者は、下記の財産の他に、換価が容易であり、かつ、下記の滞納金額の全額を徴収することができる財産を有しないと認められますので、当該徴収金額を徴収するため、岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第58条第2項（同法第65条及び第71条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、あなた（貴社）が占有している滞納者所有の次の財産を徴税吏員に引き渡すことを命じます。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

滞 納 者	住 所 (所 在 地)									
	氏 名 (名 称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額 法律による金額 円	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少申告	不申告	重		
				円		円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費		法律による金額				円				
引 渡 命 令 書		名 称、数 量、性 質、所 在 等								
財 産										
引 渡 期 限						引 渡 場 所				
引 留 渡 意 命 令 に 関 し る 事 項	1 上記の財産を滞納者との契約による賃借権、使用貸借による権利、その他の権利に基づいて占有している場合において、この引渡しをすることにより占有の目的を達することができなくなるときは、滞納者との契約を解除することができます。									
	2 1により契約を解除した場合は、直ちに別添「契約解除通知書」により通知してください。この場合、契約解除に伴う損害金又は前払借賃があるときは、上記財産の売却代金のうちから損害金額又は前払借賃に相当する金額の配当を受けることができます。									
	3 1により契約を解除しない場合は、滞納者との契約期間内（その期限が上記財産の差押えの日から3か月を経過した日より遅いときは3か月を経過した日まで）は上記財産の使用収益ができますので、直ちに「使用収益請求書」により請求してください。									
	4 2又は3による通知又は請求が上記財産の差押えの時までにないときは、3による請求があつたものとみなされます。この場合には2による配当を受けることができません。									
	5 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この命令書作成の日までのものです。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第五十三号様式中「次のとおり、消費税額の控除額を「下記の消費税額が

促状を發した日から起算して10日を經過した日まででに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を」¹²¹「担保権付等債権を差し押さえた」¹²²「地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり担保権付等債権を差し押さえました」¹²³「国税徴収法第64条の規定の例」¹²⁴「同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第64条後段の規定」¹²⁵

をに、改める。

別記第五十四号様式「国税徴収法」や「岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法」の「例」や「規定」の

[illegible]

取上調書謄本を受領しました。

年 月 日

取り上げた
債権証書等の
名称その他
必要な事項

取上調査贈本を受領しました。
年 月 日

摘要

改める。
別記第五十六号様式を次のように改める。

第56号様式 (用紙日本工業規格A4) (第32条関係)

差 押 財 産 引 渡 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所
(所在地)
氏 名
(名称) 様

岐阜県 税事務所長 印

あなた（貴社）の滞納金額及び滞納処分費を徴収するため必要ですから、岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第71条第3項の規定により、 年 月 日に差し押さえた次の財産を徴税吏員に引き渡すことを命じます。

滞 納 金 額									
税 目		課税 番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額				円					
引 渡 命 令 財 産	名称、数量、性質、所在等								
引渡期限		・ ・		引渡場所					
(滞納処分費) 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この命令書作成の日までのものです。 (不服申立て) 2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分取消しの訴え) 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

上記占有調査簿本記載の差異財産は、現状のまゝ無償で保管します。

所
(中)

上記占有調書・本記載の差異財産は、現状のまま無償で保管します。








改める。

既記第五十二号様在中「滞納金額を徴収するため」や「下記の滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第1項第1号の規定により」じ、「差し押さえます」や「差し押さえますので、同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる」国税徴収法第73条第1項の規定より、電話加入権差押通知書を送達します」じ、

を

摘要

に改める。

[illegible]

第58号の2様式 (用紙日本工業規格A4) (第33条関係)

組合員等の持分の払戻し等の請求書

住 所
(所在地)
氏 名 様
(名称)

第 年 月 日

岐阜県 税事務所長 印

滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、下記のとおり払戻し(譲受け)の予告を行つた滞納者の持分について、下記の処分理由があることから、岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第74条第1項の規定により、その払戻し(譲受け)を請求します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この請求書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して、審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

滞 納 者 (組合員等)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	

上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
滞納処分費				法律による金額 円					
持分の払戻し(譲受け) 請求の予告をした年月日						年 月 日			
払 戻 金 種 類 (譲受け等) の 口 数									
処 分 理 由									
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものです。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第59号様式 (用紙日本工業規格A4) (第33条関係)

別記第五十九号様式を次のように改める。

組合員等の持分の払戻し等の請求予告通知書

住 所
(所在地)
氏 名 様
(名称)

第 年 月 号 日

岐阜県 税務所長 印

滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、さきに差し押さえた次の滞納者の持分について、下記の処分理由があることから、岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第74条第2項の規定により、その払戻し(譲受け)の請求をすることを予告します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して、審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

滞 納 者 (組合員等)	住 所 (所在地)								
	氏 名 (名称)								
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額									
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要
年度	期 別					過少 申告 円	不申告 円	重 円	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
滞納処分費		法律による金額			円				
差押えをした年月日						年 月 日			
払請種 戻求類 しを及 すび (譲受 持分 等) の									
処 理 分 由									
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第62号様式 (用紙日本工業規格A4) (第35条関係)

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任

起案	年	月	日
決議	年	月	日
通知	年	月	日
文書番号	第		号

交 付 要 求 決 議 書

下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第4項の規定により交付要求してよろしいか。

滞納者	住 所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少申告	不申告	重		
				円	法律による金額 円	円	円	円		
					"					
					"					
					"					
					"					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額					円					
交付要求に係る財産又は事件名										
〔 名 称 〕 〔 数 量 〕 〔 性 質 〕 〔 所在等 〕										
執行機関名						差押年月日		年 月 日		
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この決議書作成の日までのものです。										

別記第六十二号様式を次のように改める。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第65号様式 (用紙日本工業規格A4) (第36条関係)

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任

起案	年	月	日
決議	年	月	日
通知	年	月	日
文書番号	第		号

参 加 差 押 調 書

年 月 日
岐阜県 税事務所長 印

下記の滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、既に滞納処分による差押えのされている下記財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第5項の規定により参加差押えをします。

滞納者	住 所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
上 記 の 者 に 係 る 滞 納 金 額										
税 目		課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額 法律による金額 円	加 算 金 額			法定納期限等	摘要
年度	期別					過少申告	不申告	重		
				円	円	円	円	円		
					〃					
					〃					
					〃					
					〃					
計 (円)										
滞納処分費 法律による金額					円					
参加差押 財産										
(名 称) (数 量) (性 質) (所在等)										
執行機関名						差押年月日		年 月 日		
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。										

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第六十五号様式を次のように改める。

「滞納金額を」⁴⁾「下記の滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を」⁵⁾「国税徴収法

[illegible]

滞 納 金 額					
税 目	年度	期別	課税番号	納期限	延滞金額
				督促等年月日	
				円	法律による金額 円
					"
					"
					"
					"
					"
					"
計 (円)					
滞納処分費				法律による金額	
				円	

分による差押えのされている下記財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞り処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条第5項の規定により」¹⁾

を

に改める。

既記第六十八号様状中「滞納金額を」や「下記の滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を」並びに「次のとおり参加差押えをした」や「既に滞納処分による差押えのされている下記財産について、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜

県税条例第16条第5項の規定により参加差押えをしました」並びに「国税徴収法」や「同法及び同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法」並びに「規定の例」や「規定」並びに

税 目	課税年度	課税番号 (登録番号)	期別	納期限	税 額 (法律による金額) 円	加 算 金		
						過少申告 円	不申告 円	重 円
滞 納 金 額								
計								
滞納処分費 法律による金額						円		

滞 納 金 額											
税 目		課税 番号	納期限		税 額	延滞金額	加算金額			法定納期限等	摘 要
年度	期別		督促等年月日				過少申告	不申告	重		
					円	法律による金額	円	円	円	円	
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
計 (円)											
滞納処分費					法律による金額		円				

125620

第78号様式 (用紙日本工業規格A4) (第38条関係)

別記第七十八号様式を次のように改める。

公 売 予 告 通 知 書

第 年 月 日 号

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)

様

岐阜県 税事務所長 印

次の期限までに滞納金額の全額が納付 (納入) されないときは、差押財産の公売を行いますから、あらかじめ通知します。

納付 (納入) されることが困難な場合には、指定期限までにその事情を申し出てください。

なお、既に納付 (納入) されているときは、行き違いになつたと思われますので、あしからずご了承ください。

指 定 期 限	年 月 日								
滞 納 金 額									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要
年度	期 別		督促等年月日			過少申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額						円			
差押財産 〔 名 称 〕 〔 数 量 〕 〔 性 質 〕 〔 所在等 〕									
摘 要									

連絡先

担当
電話

内線

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第八十号様式中

「公 売 決 議 書」を

「公 売 決 議 書
国税徴収法第94条の規定の例により下記の差押財産の公売をすることとし、同法第95条第1項（第99条第1項（第4項））の規定の例により公告してよろしいか。」

「売 却 区 分」や「売 却 区 分 番 号」
「見積価額
最低公売
価 額」や「見積価額」
「はりつけ
て」や「貼り付けて」
「せり売り」や「競り売り」
「登録税等」や「登録免許税等」
「公 売 公 告（兼見積価額公告）」
「次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法第95条及び第99条の規定の例により公告します。」

「岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産の公売をするため、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条第1項（第99条第4項）の規定により公告します。」

（また、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第99条第1項の規定により見積価額を公告します。）

「売 却 区 分」や「売 却 区 分 番 号」
「見積価額
最低公売
価 額」や「見積価額」
「はりつけ

て」や「貼り付けて」
「せり売り」や「競り売り」
「登録税等」や「登録免許税等」
別記第八十二号様式を次のように定める。

第82号様式 (用紙日本工業規格A4) (第38条関係)

公売通知書 (兼債権現在額申立催告書)

第 年 月 号 日

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) 様

岐阜県 税事務所長 印

岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産を公売することとし、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条の規定により 年 月 日付け 第 号で公売公告をしましたので、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第96条第1項の規定により通知します。

(なお、この公売財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。)

所有者	住 所 (所在地)								
	氏 名 (名 称)								
公売見 積 保 証 財 産 金 額	売 却 区 分 番 号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額				
		名称、性質、所在、質借権又は 地上権等の権利の内容その他	数 量						
公売 日 時	入 札 競 売	年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで						
	開 札	年 月 日	午前 時 分						
公 売 場 所									
売 却 決 定		日時	年 月 日	午前 時 分	場所				
代金納付期限		年 月 日 午前 時 分							
買受人についての 資格その他の要件									
その他									
公売に係る徴収金									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要
年度	期 別		督促等年月日			過少 申告	不申告	重	
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					"				
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額				円					

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第八十四号様式中

公 売 中 止 決 議 書

公 売 中 止 決 議 書
年 月 日付け公売公告 第 号により公売に付した財産のうち、次に掲げるものについて、公売を中止することとし、公告してよるしいか。

住 所 氏 名

住所 (所在地)

氏名 (名称)

売却区分
売却区分番号

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。
別記第八十五号様式中「第 号により公売公告した」を「公売公告 第

号により公売に付した」に
売却区分
売却区分番号
に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。
別記第八十六号様式及び別記第八十七号様式を次のように改める。

第86号様式 (用紙日本工業規格A 4) (第38条関係)

不動産等の最高価申込者決定通知書

第 年 月 日 号

住所 (所在地)
氏名 (名 称) 様

岐阜県 税事務所長 印

岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第104条の規定により、
年 月 日付け公売公告 第 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しましたので、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第106条第2項の規定により通知します。

公売財産 の所有者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質、所在等	最 高 価 申込価額	最高価申込者の氏名 (名称)	
		円		
最高価申込者決定の年月日		年 月 日		
売却決定	日 時	年 月 日 午前 午後 時 分		
	場 所			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第95号様式 (用紙日本工業規格A 4) (第39条関係)

差押金銭 (交付要求により交付を受けた金銭) 充当等計算書

第 年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名 様
(名称)

岐阜県 税事務所長 印

下記の差押 (受入) 年月日に岐阜県税条例第16条第 6 項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第56条第 1 項の規定により差し押さえた金銭 (同条例第16条第 4 項の交付要求により交付を受けた金銭) については、同条例第16条第 6 項の規定によりその例によることとされる同法第129条第 2 項の規定により下記の未納の徴収金に充当しました。

区 分		差押 (受入) 年月日		金 額					
差押金銭 (交付要求により 交付を受けた金銭)		. .		円					
充 当 の 明 細									
税 目		課税 番号	納期限	税 額	延滞金額、 滞納処分費	加 算 金 額			摘 要
年度	期 別		督促等年月日			過少 申告	不申告	重	
				円	円	円	円	円	
計 (円)									
残余金	円		差 押 金 銭 等 の 交 付	期 日	年 月 日				
				場 所					

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この計算書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

を12、を

に改める。

L

第142号の3様式 (用紙日本工業規格A4) (第51条関係)

県 税 領 収 書 用 紙 等 使 用 管 理 簿

領収書等の名称	
番 号	~
用紙の受入年月日	

県税領収書 用紙等番号	交 付				返 納		摘 要
	年月日	使用者氏名	使用 者印	出納 員印	年月日	出納 員印	
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		

備考 1 この使用管理簿は、県税領収書及び受託証書の別に整理すること。

2 現金収納員に県税領収書用紙等を交付する場合に、「県税領収書用紙等番号」欄及び「交付」欄へ記入押印の後、出納員等による確認印を押印すること。

3 出納員等は、使用者から県税領収書用紙等の返納があつた場合に、その使用の状況を確認した後、「返納」欄へ記入押印すること。

4 出納員等は、書損じ等があつた場合は、「摘要」欄へその旨記入すること。

5 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第四百十二号の二様式の次に次の一様式を加える。

第143号様式 (用紙日本工業規格A4) (第51条関係)

県 税 領 収 書 用 紙 等 受 払 簿

受 入 年月日	受入の 番 号	交 付				返 納			確 認			
		年月日	氏 名	受領印	担当印	年月日	使用済 枝番号	担当印	月	月		月
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						
・ ・		・ ・				・ ・						

別記第四百十三号様式を次のように改める。

- 備考1 この受払簿は、県税領収書及び受託証書の別に整理すること。
- 2 出納員等は、毎月の使用状況を確認したら、「確認」欄に押印すること。
- 3 第8号様式備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(過誤納金等の還付充当)

- 1 この通知書は、あなた（貴社）に納めていただいた県税のうち「(お返しする理由)」欄に記載する理由により納め過ぎとなりました分を、地方税法第17条等の規定によりお返しした（する）こと又は未納となつている県税に充当したことをお知らせするものです。

(未納額の納付)

- 2 「充当後未納額」欄に金額の記載があるときは、過誤納金等を充当してもなお当該金額が滞納となつていますので、速やかに納付してください。

(還付加算金)

- 3 納付の日（特に定めがあるものについては、その日）の翌日から支出決定の日又は充当した日までの期間の日数に応じ、過誤納等の額（その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額（その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）が加算されています。

(不服申立て)

- 4 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 5 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請

求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第百五十二号様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

(過誤納金等の還付充当)

- 1 この通知書は、あなた（貴社）に納めていただいた県税のうち「(お返しする理由)」欄に記載する理由により納め過ぎとなりました分を、地方税法第17条等の規定によりお返しした（する）こと又は未納となつている県税に充当したことをお知らせするものです。

(還付金の受領)

- 2 「還付する金額」欄に金額の記載があるとき（口座振替により還付金を受領した場合を除く。）は、送金案内書により還付金を受領してください。

(未納額の納付)

- 3 「充当後未納額」欄に金額の記載があるときは、過誤納金等を充当してもなお当該金額が滞納となつていますので、速やかに納付してください。

(還付加算金)

- 4 納付の日（特に定めがあるものについては、その日）の翌日から支出決定の日又は充当した日までの期間の日数に応じ、過誤納等の額（その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額（その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。）が加算されています。

(不服申立て)

- 5 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対す

る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第百五十二号様式その二裏面を次のように改める。

別記第二百二十八号様式中

「

納付場所	下記をご覧ください。
------	------------

を

「

納付場所	下記1をご覧ください。
摘 要	

」

「又は1,000円」を「、又は1,000円」に、「1月を」を「1か月を」に、「第十五条第一項第一号」を「第15条第1項第1号」に、「又は100円」を「、又は100円」に、「国税徴収法の規定の例によつて」を「地方税法第144条の51及び岐阜県税条例第16条の規定により」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、三分の間使用することができる。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社